

令和5年度第3回
朝霞市障害者プラン推進委員会議事録
令和5年10月19日

障害福祉課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第3回朝霞市障害者プラン推進委員会	
開催日時	令和5年10月19日（木） 午前10時00分から 午前11時40分まで	
開催場所	オンライン（Zoom）、 はあとぴあ 第1会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	なし	
その他の必要事項		

令和5年度第3回

朝霞市障害者プラン推進委員会

令和5年10月19日(木)
午前10時00分から
午前11時40分まで
オンライン(Zoom)
はあとぴあ 第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 第6次障害者プラン等策定について

①第6次障害者プラン等の素案

(2) 第5次障害者プラン等の進行管理・評価について

(3) その他

3 閉 会

出席委員(13人)

委 員 長	立教大学	飯 村 史 恵
副 委 員 長	あさか向陽園	篠 本 晃 広
委 員	NPO法人 朝霞市心身障害児・者を守る会	高 垣 和 美
委 員	地域で共に生きるナノ・朝霞	須 貝 孝
委 員	特定非営利活動法人 朝霞市つばさ会	本 橋 操
委 員	特定非営利活動法人 彩の会	栗 山 享 起
委 員	特定非営利活動法人 なかよしねっと	住 田 貴 子
委 員	特定非営利活動法人 ぷりずむ	木 舩 晴 子
委 員	社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会	柴 田 一 彦
委 員	社会福祉法人 朝霞地区福祉会	寺 嶋 深 雪
委 員	すわ緑風園	吉 田 宏 子
委 員	市民(公募)	近 岡 賢 二
委 員	市民(公募)	矢 澤 恵 里 子

欠席委員（４人）

委	員	朝霞市視力障害者友の会	坂	本	捺
委	員	朝霞市聴覚障害者協会	戸	田	康之
委	員	歩の会	鈴	木	洋子
委	員	埼玉県朝霞保健所	斉	藤	富美代

事務局（６人）

事	務	局	福祉部次長兼障害福祉課長	濱	浩一
事	務	局	障害福祉課課長補佐	伊	藤利晶
事	務	局	障害福祉課障害給付係長	比	留間和慎
事	務	局	障害福祉課障害福祉係長	渡	邊純一
事	務	局	障害福祉課障害給付係主査	佐	々木康之
事	務	局	障害福祉課障害給付係主事	小	川菜々美

会議資料

- ・令和５年度第３回朝霞市障害者プラン推進委員会次第
- ・資料１ 第６次朝霞市障害者プラン・第７期朝霞市障害福祉計画・第３期朝霞市障害児福祉計画 素案
- ・資料２ 第５次朝霞市障害者プラン・総括評価シート【Ｂ票】（一部抜粋）
- ・資料３ 第６期障害福祉計画進行管理シート（一部抜粋）
- ・追加資料１ 第６次朝霞市障害者プラン 主な変更箇所（抜粋）
- ・追加資料２ 障害福祉計画・障害児福祉計画の施策体系
- ・追加資料３ 令和３年度委員会コメントに対する取組み等

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・伊藤課長補佐

令和5年度第3回朝霞市障害者プラン推進委員会を開催します。

本日も、オンライン会議と会場の御出席を合わせて、委員17人中13人の出席をいただいております。会議成立定足数の過半数を満たしていることを御報告申し上げます。

会議録作成上、会議の録音をさせていただきますので、御発言の際には挙手の上、マイクをミュート解除していただきまして御発言いただきますようお願いいたします。

なお、議事録につきましては、前回と同様、委員の皆様にご確認いただき、確定をしてみたいと考えてございます。御協力をお願いします。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

「令和5年度第3回朝霞市障害者プラン推進委員会 次第」、資料1「第6次朝霞市障害者プラン等素案」、資料2「第5次朝霞市障害者プラン・総括評価シート【B票】（一部抜粋）」、資料3「第6期障害福祉計画進行管理シート（一部抜粋）」でございます。

以上でございます。

では、これより議事進行を飯村委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

◎2 議題（1）第6次障害者プラン等策定について

①第6次障害者プラン等の素案

○飯村委員長

議事の方に入らせていただきたいと思います。

まず、議題（1）「第6次障害者プラン等策定について」ということでございます。皆様の方にいろいろとたくさんの資料が送られているかと思っておりますけれども、事務局の方から、まずは御説明ということでお願いしてもよろしいでしょうか。

○事務局・佐々木主査

資料1を御覧ください。

「第6次朝霞市障害者プラン・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の素案になります。現時点での内容で作成いたしましたので、策定結果や数値、資料など一部記載できていない点があります。また、内容についても今後精査し整理させていただきたいと考えております。

すので、御了承ください。

今後、素案につきましては、一部修正を加えて、11月1日から1か月間、公共施設等に配置し、パブリックコメントということで広く御意見を募りたいと考えておりました、またそこで頂いた意見などを反映させて、1月の第4回障害者プラン推進委員会で最終的な形をお示ししたいと考えております。

それでは、本題に入らせていただきます。

これらは、第1部「総論」、第2部「第6次朝霞市障害者プラン」、第3部「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の3部構成となっているため、順に説明させていただきます。

まず、第1部「総論」について。

本計画の策定に関する趣旨や方針、朝霞市の状況などを記載したものになります。

23ページを御覧ください。

「調査で見る障害のある人・障害のある児童等の現状」ということで、今まで行った調査などの概要について載せさせていただいております。一部、先日お送りしたアンケート・ヒアリング調査結果報告書から抜粋しておりますが、内容が重複していることから、概要だけにし、具体的な内容は、別の資料を見ていただく形にしたいと考えております。

続いて、68ページを御覧ください。

「基本理念」については、前回の第2回障害者プラン推進委員会で御審議いただき、「誰もがお互いに尊重し合い 地域で共に生きる社会の実現」となりました。

続きまして、77ページ以降の「第2部 第6次朝霞市障害者プラン」の説明に入ります。

まず、資料1の86ページを御覧ください。

「相談、通報体制の充実」ということで、障害者差別解消法に基づき、相談、通報体制の充実が求められていることから、新たに追加しております。以前から、障害福祉課を始めとした窓口で相談支援というのは行っていますが、プランに記載させていただくことで、今後より一層の周知に努めていきたいと考えております。

続きまして、87ページ、88ページを御覧ください。

「権利擁護の取組の充実」のところですが、アンケート結果から成年後見制度についての認知度はある程度向上してきているというところはあるのですが、依然として約6割の方が、知らないとの回答を頂いております。今後の周知や制度の拡充が求められる場所でもありますので、新たに「成年後見制度の相談窓口の設置」と「法人後見制度の実施」というところを追加させていただいております。

続きまして、97ページを御覧ください。

「意思決定支援の推進」になりまして、障害福祉サービスの提供に当たっては、本人の意思が反映された生活を送ることができるようにすることが重要ですので、意思決定支援を推進していくということで記載させていただいております。こちらについては、ガイドラインなども示されているのですが、やはり、自分で意思表示できない人たちの意思をどう読み取っていくかという課題が今後あると思いますので、随時、検討などを進めたいということで記載しているものになります。

続きまして、98ページを御覧ください。

「住まいの支援」というところで、アンケート結果から、住まいの確保、供給が重要であるということでの回答が多くありましたので、「居住支援相談事業の実施」を追加しております。こちらの取組は、令和4年度から開発建築課で実施しているもので、障害者を含む住宅確保要配慮者というところに対して支援をしていくというものになっております。

続きまして、101ページを御覧ください。

現行のプランではコミュニケーションの支援となっていた中柱の部分を、「情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進」と変更いたしました。全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であるため、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、情報とコミュニケーションに関する施策を集約し、記載内容の追加、修正を行いました。

アンケート結果からもそうですし、ヒアリング結果や、専門職の方からの意見としても、やはりアクセシビリティというのは、どうやって情報を知っていくのかというのが重要だという意見が出ておりますので、重点的に取り組むべきだということで、コミュニケーションとアクセシビリティの部分を集約して整理させていただいているものになります。

続きまして、105ページを御覧ください。

今年の11月1日から、「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」が実施されることから追加しているものになります。障害のある方などに向けた駐車区画の適正利用を図るため、周知啓発に取り組んでまいります。

続きまして、107ページを御覧ください。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行に伴い、障害者芸術文化活動の支援として取組を具体化し、もともと文化活動など記載があったのですが、そこを拡充しております。

また、「読書バリアフリー法」に基づき、読書環境の整備の取組を拡充しております。こちらも、もともと図書館で障害がある方向けのサービスというのを行っていたところですが、今回、法律の施行により、視覚障害者などの読書環境をバリアフリー化していこうというところでの取組になり

ます。

続きまして、111ページを御覧ください。

障害者総合支援法の改正に伴い、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援の実施」を追加しております。令和4年改正の公布後3年以内の施行となっており、具体的な取組は今後の課題となっております。

114ページを御覧ください。

発達障害の児童などの支援のために、療育支援事業を実施し、事業所支援に取り組んでいくため、「児童発達支援事業所等への支援」を追加しております。

116ページを御覧ください。

医療的ケア児の学習参加への支援が必要であるというところから、「医療的ケア児への支援」として、小中学校に通う医療的ケア児に対して看護師配置を行っていきますということで追加しているものです。

123ページを御覧ください。

同じく、医療的ケア児に対して、医療的ケア児コーディネーターの活用による支援体制の拡充を図りますということで、「医療的ケア児コーディネーターの活用」を入れております。

主な追加項目としては、簡単ではございますが、以上になります。

以前から朝霞市の行動指針等を策定する障害者プランに、別法人である朝霞市社会福祉協議会の施策が記載されておまして、点検評価を行うのはおかしいのではないかという意見を委員から頂いているため、記載内容を全体として少し見直しております。

しかしながら、障害福祉の推進のために、朝霞市のみで取り組むことが困難な課題も多くありますので、地域福祉の担い手としての社会福祉協議会の役割というのは依然として大きいことから、全ての記載をなくすことも適切ではないと判断しておりますので、朝霞市社会福祉協議会の推進する「第4期朝霞市地域福祉活動計画」から一部引用させていただいております。82ページ、「ボランティア・実習生の受け入れ」や、「手話体験・要約筆記体験会の実施」、118ページ、「教職員対象の研修会の実施」、「他機関と連携した福祉教育の実施」の4項目を引用させていただいております。

こちら、朝霞市地域福祉活動計画については、朝霞市障害者プランの上位計画として、朝霞市地域福祉計画があり、そちらと連携して進める計画となっているので、今後も一層の連携を図ってまいりますので、こういった形での記載をさせていただいているものになります。

今後、こちらの施策に対しては、朝霞市地域福祉計画推進委員会という、また別な委員会がありまして、そちらで進行管理や評価などを行っておりますので、障害者プラン推進委員会の方で評価

していくというのは、変えさせていただきたいと考えております。

以上で、第2部の「第6次朝霞市障害者プラン」についての説明を終わらせていただきます。

○飯村委員長

委員の皆様の方から、御意見あるいは御質問がありましたら、よろしく願いいたします。

矢澤委員、お願いいたします。

○矢澤委員

市民委員の矢澤です。

114ページ、新規の「児童発達支援事業所等への支援」というのがあるのですが、具体的に、「助言、指導などの後方支援」というのはどういうことなのか教えていただければと思います。

○事務局・佐々木主査

こちらの内容につきましては、児童発達支援センターの機能強化事業として実施するもので、障害のある児童やその家族が地域で安心して暮らすことができるように、身近な地域で支援を行う「児童発達支援センター」というのを委託させていただこうと考えておりまして、その準備をしております。

児童発達支援センターには専門職員を配置し、地域における支援機能の充実と強化を図り、障害のある児童への支援の基盤整備を推進することを目的として行うものでございます。

児童発達支援事業所等、放課後等デイサービスの事業所などが、今、個別にそれぞれやっているところをサポートして相談できるような環境として、後方支援をしていくというようなものになります。

○矢澤委員

その委託する事業所は、決まっているのですか。

○事務局・渡邊障害福祉係長

令和4年の6月に市内に開所した、株式会社SHUHARIがやっている児童発達支援センターで、「元気キッズチルズ」への委託を考えております。

今年度の10月から実際開始したということになりまして、また次年度以降も継続して引き続きそういった事業を行っていく予定となっております。

○矢澤委員

これは、元気キッズチルズを利用していない人でも利用できるということですか。

○事務局・渡邊障害福祉係長

実際、その障害福祉サービスを利用していない方で、例えば発達が気になるお子さんとかをお持ちの親御さんが直接相談することもできますし、元気キッズは、グループでもいろいろな事業をや

られていますので、そういった児童発達支援だったり、保育所等を使っている方から相談を吸い上げるという形も想定はしております。

○矢澤委員

分かりました。

○飯村委員長

後方支援という言い方が分かりにくいのかと思いますが、事業所に対してバックアップをする。相談ですとか様々な困難事例ですとかがもしあったときに、より広い見地、あるいは、専門的な観点からいろいろなアドバイスを受けることができるというような機能を、中間的な機能を恐らくこちらの方に設けるという話かというふうに思いますので、若干分かりにくいとか抽象的な、後方支援ってよく行政ですとか業界の中では使われるのですが、よりですね、今の御質問は、大変大事なところかと思いますが、従来の事業所とどこが違うのかというようなことも含めて、ちょっと広報していただくと良いのかなと思います。

ほかの皆様いかがでしょうか。

住田委員、よろしくお祈りします。

○住田委員

先ほどの矢澤委員の質問と同じところなのですが、朝霞市内にたくさんの児童発達支援の事業所、放課後等デイサービスもあります。その中で、元気キッズが中心となって後方支援というような形を行うというイメージで、今お話を聴いていたんですけれども、ほかの児童発達支援の事業所が、今まで同じ並びでいた元気キッズの後方支援を受けてやっていくというのが、果たしてうまくいくのかというのが。今まで同じ事業所、横並びと思っていたのですが、そこで元気キッズが中心となってバックアップをやっていきますよということが、どのように進んでいくのかというのが、私の中ではイメージしにくいですね。ほかの市町村だと、市がやっていたりとか、ほかの横並びになっていないところが委託を受けていたりとかいうようなことでやっているんですけれども、朝霞市は、今までの事業所の中から選んで委託をするという形になったということで、そのところがちょっと、ほかの事業所とうまくいくのかなというのが懸念されるのですが、いかがでしょうか。

○飯村委員長

そうしましたら、朝霞市として後方支援的な要素を、こちらの事業所ということで選定をなさった辺りの経緯ですとか狙いですとか、そのようなものを含めて、少し構想ですとかがお有りであれば、その辺りを御説明いただくとよろしいのかなというふうに思うのですけれども、事務局の方はいかがでございましょうか。

○事務局・渡邊障害福祉係長

確かに、住田委員のおっしゃるように、今まで横並びという部分があると思いますので、当然、難しい部分はあるだろうというのは、想定はしております。

ただ、朝霞市が選定したというよりも、まず、市内初として民間での直営になるんですけども、令和4年6月に、児童発達支援センターと名乗ってチルズができた。今までの児童発達支援センターと違う部分は、当然、地域の支援だったり地域づくり、しっかりそういった支援を行うというところで、チルズがやっていくという形で設置されておりますので、その辺りも我々としても期待をしたうえで、また、選定したというところも、市内では初めての児童発達支援センターという形には一応なりますので、そこをしっかりと市としても生かしながらやっていくというところが、意図にはなっております。また、今後としても期待していきたいなという部分にはなっております。

そういったところ、実際、今年度から開始をしたばかりというところで、その辺、横並びで当然後方支援というのも難しいというような話も、直接聴いている部分もありますので、市としても、市が委託事業としてしっかりやっているというところの周知も、各事業所等に始めたところですし、また、後方支援をやる中で、チルズの方からちょっとやりにくいんだというような話もあれば、市としてもしっかりとそこは話し合いをしながら、こちらも後方支援という形ではやっていくような形になるかと思っておりますので、ちょっと実際やりながら、少しずつその辺の調整も図りながらという部分にはなるかと思っております。

○住田委員

児童発達支援センターの名乗りを上げたというか、センター機能を持ったものを作られたというところで、センター機能を持ったものを作りますというのが、障害福祉課の方でもというか、市でも把握をしていて作られていたのか。センター機能があるものは、市の中で幾つもあるわけではなく、ちょっとそのところが私もよく分からないんですけども、どういう流れでそれが、センター機能を持ったものができましたというふうになったのかがちょっと分からなくて。

初めにセンターとして開始したのは、6月からやっていますというところだけでも、そもそも、最初に委託をすることが前提でセンター機能を持ったものを始められたのかとか、その辺りが分からないのですが、どうなのでしょう。

○飯村委員長

事務局の方から、ちょっと申し訳ないのですが、もし可能だったら、時系列とかでどういう経緯で受託が行われたのかというのを説明していただくと分かりやすいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

お願いします。

○事務局・濱次長兼障害福祉課長

昨年ですね、チルズが開所したのですが、まず、県の方の認可として、児童発達支援センターとして認可を受けられたという話を聴きまして、そうしますと、朝霞市内で唯一の児童発達支援センターだという認識だったわけです。その中で、児童発達支援センターということなので、地域の支援という活動も同時に行っていくということで、話は聴きました。

その後、総合支援法の改正もありまして、児童発達支援センターそのものの、中核機能として、機能強化を更に図りなさいよという、市としてもそこを考えていきなさいという形に、厚生労働省の方からなりましたので、朝霞市唯一の児童発達支援センターの機能強化をどのように図るべきかというのを市として考えて、今回、療育支援という形で、委託事業という形式で、チルズにお願いするという。そういった経緯で、今回の10月から事業開始という流れになったところでございます。

○住田委員

事務局の方からも難しいだろうなという話とか、多分チルズ側も難しいというふうに思っているというようなお話もあって、今はちょっと見守るといえるか、見ていく時期なのかなというの、実際スタートしているところもあるので、見ている時期なのかなと思うんですけど、児童発達支援のほかの事業所も一生懸命やられているところもたくさんありますし、その連携の、後方支援の後方支援といえるか、是非そちらの方もしっかり見ていただけたらなというふうに思います。

○飯村委員長

今、御説明がありましたように、様々な国と都道府県と市の関係もありますが、何より地域の中で様々なですね、関わっていらっしゃる事業所のところにノウハウが蓄積をされていたりということがあろうかと思うので、そうしたところを生かしながらという形でないと、せっかくのセンターの機能というところが生かせないというのもあるかと思っておりますので、引き続き、この辺りは丁寧な御説明とともに、お互いの連携がやりやすいような方策をきちんと図っていただくという御指摘だったかなとも思いますので、その辺りをよろしくお願いをしたいというふうに思います。

ほかには、いかがでございましょうか。委員の方から何か御質問。

近岡委員が手を挙げてらっしゃいますかね。お願いいたします。

○近岡委員

基本理念の中で、「誰もがお互い尊重し合い 地域で共に生きる社会の実現」、この意味においてですね、79ページ、「啓発活動の推進」の内容が、非常に市民の中ではですね、重要なポイントだと思っています。

その中でですね、啓発活動の推進ということで、「市ホームページ等の活用」、そして「SNS、メール配信サービスの活用」といった内容が掲載されておりますけれども、このSNS、メール配信

サービスの活用の具体的な施策などがございましたら、お伺いしたいのと。

もう1点、80ページに「障害者週間」等のイベントの開催」ということで掲載があるんですけども、「障害のある人の活動への積極的な支援」、この障害のある方々に対するサポートの積極的な支援の具体策などがございましたら教えていただきたいなということです

○飯村委員長

啓発関係のところでは2点の御質問が挙がっておりますので、こちらの方の御説明をまず、事務局の方からお願いいたします。

○事務局・比留間障害給付係長

まず1点目、「市ホームページ等の活用」のSNSやメール配信サービスの具体的な内容は、新たな事業や、イベントにつきまして、市が所有している公式のSNS、あと登録者に情報を届けることができるメール配信サービスを利用して、障害福祉課からの情報を広く多くの方に届けるように周知してまいります。

○近岡委員

今までのですね、市が所有しているSNS、メール配信サービスというものを利用したことがないので、実際問題それがどのように機能されていらっしゃるのか、どれぐらいのアクセス数や、あるいは視聴の方々、登録者がいらっしゃるのかという前提がないものですから、それが利用して、更に拡大するという方向性が見えないというお答えだったので、実際にこのSNSということで、市の中にどういうものがある、メール配信サービスというものがどういうものがある、今後どういう展開をされていく中でですね、どのぐらいの規模の範囲に届くのかというところをですね、今の今ではなくて結構なんです、その辺しっかり踏まえた内容で、SNS発信、メール配信をしていただきたいという要望でございます。

○飯村委員長

補足が事務局の方からあるようなので、お伺いします。お願いします。

○事務局・比留間障害給付係長

市のSNSは、旧Twitter、障害福祉課が単独で持っていますので、今現在、306人のフォロワーがいる状態でございます。それ以外には、朝霞市のシティ・プロモーション課という部署で朝霞市の公式旧Twitterを開設しております、障害福祉課の方で情報発信した際には、本アカウントの方でリツイートしていただいて、更に広く情報発信するようにしております。

また、メール配信サービスにつきましては、登録制になってしまうんですが、ちょっと正確な数字は今手元にないのですが、登録されている方が5,000人以上おり、例えば子育て分野の情報がほしいだったり、市のイベント情報がほしいというふうに選択をしていただければ、希望に沿っ

た情報が毎日配信されるというものになっております。

○飯村委員長

近岡委員、現在の段階はこういうことということで、ただ、御指摘があった部分は、やはり例えばこのプランで申しますと、障害当事者の方たちがこういうものをどのぐらい活用として、より多くのというようなことにもなりますし、それからもちろん障害の有無に関わらず、多くの方たちが、このツールを利用してどのくらいいろんな情報を獲得することができたかという、こういうことでもあろうかと思うので、引き続きその辺りはモニタリングをしていただきながら、場合によっては、またこういう会議でそれをフィードバックして報告をしていただくと良いのかなというふうに思いますので、その辺りもお願いいたします。

○事務局・佐々木主査

2点目の御質問の中、「障害者週間」等のイベントの開催」などのところで、積極的な支援というのは、実際に具体的にどういうことをやっているのかというところですが、まず、毎月、朝霞市の市役所のロビーで販売会というのをやっております、市内の就労施設などの方が来ていただいて、実際に作ったものであったり、雑貨だったりパンだったり、いろんなものを販売していただいております。

また、関連のイベントがあったとき、例えば防災フェアや人権フェスなど、いろんな市のイベントで、広報や販売会などを行う機会がありますので、そういったことを施設などに情報提供し、参加いかがですかということで働きかけを進めさせていただいているところになります。

○近岡委員

機会の提供ということで、素晴らしいことだと思うんです。一方では、制作物とかを作る、あるいは、そういう機会に合わせて提供するという事の中にはですね、機会を前もって示すとか参加しやすい環境なんかについての支援もあつたらいいなというふうに思っておりました。併せて、意見として出させていただきます。

○飯村委員長

ありがとうございました。

後半部分も、環境整備というところで、行政としてもしっかり受け止めていただけるとよいかなというふうにも思いましたので、御意見ありがとうございます。

ほかの委員の方から、何かございますでしょうか。

住田委員、よろしく申し上げます。

○住田委員

5ページの、「3 計画の位置付け」というところなんですけれども、今回、第6次障害者プラン

が新しく策定されて、子供関係という、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」というのと連携していくという形になっているんですけど、その障害者プランが新しくなったものをもってというか、それで「子ども・子育て支援事業計画」にも盛り込んでいくというか、意見を吸い上げて、こちらの計画の方にも入っていくという感じなのでしょうか。

○飯村委員長

他計画との関連性ですとか、擦り合わせという御指摘かなというふうに思うのですが、この辺りは、いかがでございましょうか。

○事務局・佐々木主査

他計画との関連ということで、「子ども・子育て支援事業計画」というところですが、それぞれに作っているものではあるのですが、作っているものを共有させていただき、施策に対して、共有しながら進めているものなので、「子ども・子育て支援事業計画」を作るに当たっては、もちろん障害福祉課として、こういう計画を作っています、こういうアンケートをやっています、こういう意見がありましたというのは、反映させていただくように働き掛けをしていっている、一緒に作っていくというものになっております。

○飯村委員長

住田委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

この辺りは、法律の改正もありまして、この図にありますように、「朝霞市地域福祉計画」というのが上位計画のような形でかぶさってもおりますので、計画同士でそごがないように、庁内で恐らく連携ですとかを取っていただいているかと思えますけれども、その辺をより進めていただければというふうに思います。

ほか、よろしいでしょうか。

ではこれから、冒頭、佐々木主査の方からも御説明がありましたように、パブリックコメントですとか、広くほかの市民の方々の御意見を聴くという、こういう機会も設けられますので、是非、委員の方からも御意見や、あるいは、今日、再度御覧いただいて、もし御質問ですとかがありましたら、それも含めて事務局の方にもお寄せいただければというふうに思います。

○事務局・比留間障害給付係長

引き続き第3部の御説明の方をさせていただきます。

○事務局・比留間障害給付係長

それでは、資料1の128ページ。第3部「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の素案となっておりますので、前計画との変更点について御説明させていただきます。

今、画面共有させていただいております「追加資料2」、こちらで星印を付けさせていただいて、主な変更点を共有させていただいております。

まず129ページを御覧ください。

「第1章 基本的な考え方」においては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」における基本的な考え方を載せております。

次に、135ページを御覧ください。

ここからは、「令和8年度の目標設定」について、現行の第6期計画と同形式で、本計画の最終年度である令和8年度についての目標を設定しております。

目標設定の方法に関しては、「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の「①地域移行者数」について、国の成果目標として、令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域生活に移行というものを設定しておりまして、本市においても同じ考えで目標値を設定しております。

基本的には、国の基本指針に基づく考え方、埼玉県の考え方、数値の算出方法が項目ごとに設定されており、過去の実績や伸び率、アンケート結果を踏まえて見込み量を計算しております。

次に、137ページを御覧ください。

「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」では、国の基本指針に基づき、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、自立支援協議会と連携し、障害福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図るため、新たに「精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数」を設定いたしました。

次に、139ページを御覧ください。

「(3) 地域生活支援の充実」の項目においては、国において、各市町村又は各圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしたため、本市においても検討を進めてまいります。

次に、143ページを御覧ください。

「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」の「⑦就労移行支援事業所の実績の確保・向上」が、国の基本指針で新たに設定されたことから、本市においても、国の成果目標と同様、令和8年度において「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数を3か所とする」項目を新設いたしました。

次に、147ページを御覧ください。

「(6) 発達障害者等に対する支援」の項目は、第6期計画でも掲載しておりましたが、実施方法等を検討する必要があるため、数値目標の設定は行わず、令和5年度までに検討することとしておりましたが、第7期計画においては、発達障害者等に対する支援の充実を図るため、発達障害に関

する様々な問題に関して、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を活用し、発達障害者等及びその家族等に必要な支援や助言を行うよう、新たに数値目標を設定いたしました。

次に、148ページを御覧ください。

「(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組」として、第6期計画策定時には、基幹相談支援センターの設置が未定であったことから、数値目標は、「相談支援事業者の人材育成の支援件数」のみ設定していましたが、令和6年度に基幹相談支援センターの設置を検討していることから、「相談機関との連携強化の取組の実施回数」などを数値目標として新たに設定しております。

続いて、165ページを御覧ください。

「第4章 サービス等の見込量とその確保の方策」、こちらの2番「日中活動系サービス」、
「(4) 就労選択支援」の項目が設定されたため、記載しております。

ただし、令和4年改正障害者総合支援法の公布後3年以内の政令で定める日から施行されることになっていることから、「課題・方向性及び方策等」は検討中としております。

最後に、214ページを御覧ください。

こども家庭庁が創設されたことで、発達障害児支援体制強化事業の巡回相談支援の「巡回支援専門員整備」及び「児童発達支援センター機能強化事業」について、市の独自事業の欄に掲載いたしました。

前計画との変更点の概要は、以上となります。

○飯村委員長

今、後半部分のところですね。前段のところと関係するところも幾つかあったようにも思いますけれども、何か委員の方から御質問ですとか御確認、あるいは、御意見を頂ければというふうに思いますけれども。

どなたかいらっしゃいますか。

栗山委員、お願いします。

○栗山委員

先ほどの第3部の中の135ページですね。国の考えと埼玉県の考えもあるかと思うんですけども、ちょっと気になったのが、令和8年度末までに地域生活のグループホーム等、あと一般住宅ですね。そこに移行させていくという考えがあるかと思うんですけども、朝霞市の現段階として、一般住宅をそういったその共同生活の方に持っていつているという事業所とかはあるのでしょうか。

一応、目標として一般住宅もそうした活用をしましょうということなのか、現段階で朝霞市として、一般住宅を福祉施設として扱っているというのがちょっと目に入ったものですからというところで、よろしく願いいたします。

○事務局・佐々木主査

こちらの記載なのですが、一般住宅を福祉施設へと捉えているというのではなくてですね、地域移行というものの中にはグループホームもありますし、普通に御自宅で過ごせるような環境整備というところも含まれているというところから、御自宅に戻られたり、新たに一人暮らしされたりとかそういったところを想定しての記載になっていますので、福祉施設としての住宅というものではございません。

○栗山委員

あくまでも、空き家を一つの施設事業にするというわけではないということですね。

あとちょっと、もう一点なのですが、重度障害者に関して包括支援ですね、年々多分増えてくる傾向だと思うのですが、最終的に、強度行動障害者を持った方々が、朝霞市として地域で暮らすというところで、そこに関して受け入れることが難しいというケースが多分多く出ているかと思うんですけども、朝霞市としてどういった取組で各施設に移行をお願いしていくのかというのをちょっとお聴きしたいんですけども。

○飯村委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。重度な障害を持たれている方の地域生活というところに関連しての御質問かと思えます。

事務局の方は、いかがですか。

○事務局・濱次長兼障害福祉課長

やはり139ページにありますように、地域生活でそういった方が暮らすための支援する体制というのを構築していくというのが不可欠だと思っております。こちらの「地域生活支援の充実」という部分でありますように、地域生活拠点の確保ということで、令和4年から本市で始めてはいるのですが、まだ登録を積極的にいただきたいと募集はしているところなのですが、こちらの地域生活を支援していくための拠点作りという点で、我々としてもそういった事業者に登録を更にいただけるように、積極的に周知して、相談に乗っていきたいと考えております。

こちらの方にも、新たに強度行動障害を有する人への支援ニーズを把握して整備に向けた検討を進めるという部分が新規項目となっておりますので、その強度行動障害を有する方に対するニーズ把握ですとか、そういった方を地域でどのように支えていくかというのは、我々としても更に今後大きな課題というふうに考えております。

○飯村委員長

前段の部分はちょっと表現として分かりにくい部分もあったかと思っておりますので、法改正によって

グループホームから今度はアパートですとかに移った方へのフォローアップですとかもできるというような制度の改正もありますので、地域移行というのがグループホーム止まりでもないし、もう少し幅広い地域生活というところを後段の部分とも絡めてというのをちょっと、表現としても御検討いただけたらというふうにも思います。

矢澤委員、お待たせしました。どうぞ。

○矢澤委員

基本目標で、先ほどの地域移行のところとか目標の数値をきちんと設定してくださったのは、具体的にこれから取り組んでいく上で非常に重要だと思うので、ありがとうございます。

それで、やっぱり住居の確保はすごい重要で、今年の2月ぐらいに、社会福祉協議会で朝霞市で一人暮らしをするための講座を…私も受講させていただいて、講師がリゾンという不動産会社、この地域の不動産会社の方が来てお話をされていたのですが、やはり実績はなかなかなくて、その理由としては、オーナーが障害者に対しての理解がなくて、物件を貸すことを断られてしまうというところがあって、まだまだこれから取り組んでいかなきゃいけないところで、まず第一歩というところだと思うんですけども、そういった感じで啓発も含めて、もちろんバリアフリーが一番ベストですけど、そこまで行かなくても、とりあえず今ある物件で借りたいと思う障害者の方がいれば借りられるような体制を支援していただければと思います。

もちろん、障害福祉課だけではできないので、関係部署や不動産会社、その他、県ですとか関連するところと連携をしてやっていただければと思います。よろしくお願いします。

○飯村委員長

御要望の部分もあったかというふうに思いますが、何か事務局の方から、もしコメントがございましたら伺いしますが。

○事務局・佐々木主査

矢澤委員の御指摘のところ、課題であるというところですね、障害者プランの方のところに記載したものになるのですが、98ページのところですね、居住支援相談事業というのを朝霞市として実施しておりまして、ここではですね、障害をお持ちであったり生活保護を受けられている方、高齢者の方、そういった方に対して社会福祉士、専門的な知識を持った方が間に入って、不動産屋等との仲介をするというか、つなぎをする。受入れ先の不動産屋を一緒に探したりというところを支援しているというのをやっておりますので、今後、そちらについては周知も必要ですし、そういった形で取組内容の拡充も必要になるのかなと考えておりますので、市として取り組んでいく必要があると認識しております。

○事務局・渡邊障害福祉係長

補足ですけれども、居住支援に関する会議というのは去年から定期的に年2回ぐらい実施しているのですが、その中で、先ほど矢澤委員からもお話があったように、やはり不動産業者としては受け入れるんだけど、最終的な決定はオーナーがどうするかというところで、実際、断るような事例もあるというところは、障害福祉課としても私も会議に参加して把握もしていますし、ただ、そういった実情があるけれども、我々の立場としては、しっかり会議の場でそういった受入れをなるべくしていただけるようにという働き掛けは、現時点でもしていますし、今後も、引き続き変わらないスタンスで、しっかりその辺は言っていければなというふうに考えておりますので、引き続きこの辺りは、関係機関と連携を図りながらやっていければというふうに考えております。

○飯村委員長

矢澤委員、よろしいでしょうか。

この辺り、また引き続きよろしく願いいたします。

近岡委員、お待たせしました。どうぞ。

○近岡委員

「障害児支援の提供体制の整備等」、144ページについて質問です。

この中で、児童発達支援センターの設置、令和6年度ということが記載されております。214ページに児童発達支援事業所等への支援ということで新規事業として書かれておりますけど、これは、同じ内容のことをおっしゃっているのか、それとも違うものなのか、ちょっと確認させてください。

○事務局・佐々木主査

こちらの記載は、同じことを示しているものになります。

児童発達支援センターを設置、児童発達支援センターとして先ほど申し上げたように、10月からチルズというところをお願いしているものになっていますので、こちらの数値目標としては、もう設置されているものとして作らせていただいている内容になります。

○飯村委員長

よろしいですか。

では、ほかの方々よろしいでしょうか。

住田委員、お願いします。

○住田委員

今の144ページのところで、「保育所等訪問支援の利用体制の構築」というところがありますが、保育所等訪問支援は福祉サービスの中で、保護者から要望があつて、各児童発達支援の事業所が現在も行っていると思うんですけれども、これは、保護者側からのニーズに応えるサービスでは

なくて、また新たに、保健センターがやっている巡回相談みたいな形で保育所の訪問をするという
ようなことのイメージなのでしょうか。教えてください。

○飯村委員長

既存の施策との関係かと思うのですが、ここはいかがでしょうか。

○事務局・佐々木主査

こちらについてなのですが、「保育所等訪問支援の利用体制の構築」ということで、今現在、保育
所等訪問支援は各事業者でやっていただいているのですが、そちらにどういった形で、学校や保育
園などでの受入れ体制であったり、受け入れがあって、そこで支援が終わりというわけではなく
て、連携なども必要になると思いますので、今後どういう形でやっていくかというのを検討してい
く必要がある、より効果的な実施ができるようにしていく必要があるということでの項目にはなっ
ているので、また今後、まだ確たる体制作り、例えば会議体の設立だったりとか、そういったもの
をこれから検討していく必要があるというところで、そういった項目のものになりますので、今
後、検討してまいります。

○住田委員

今のは、分かりました。

あともう一つですけれども、132ページの(5)のところに「障害のある児童の健やかな育成
のための発達支援」というところですが、ちょっとここで意見を言うのは合っているのか分
からないんですけども。

私のところで子育て支援センターをやっておりまして、障害のある子も来やすい子育て支援セン
ターということでやっています。たくさん障害のあるお子さんが来ているんですけども、そう
いった私たちのような支援センターでの医療的ケア児の方は、10年やっても数名だけになっ
てしまっています、利用は。私たちも医療的ケア児の方も是非来ていただきたいというふうに思っ
てはいますけれども、やっぱりスペースの関係だったり、親御さんの方で不安があってというところ
もあると思います。

障害のある子の子育てって、いわゆる教育だったり療育だったりというようなことだけじゃなく
て、本当に健常と言われるお子さんたちが使っている施設を当たり前のように使えるということが
あってのことだと思っています。どうしても、発達支援とかそういった方に重きが行くけれども、
やっぱり地域にある施設のところで、御兄弟も含めて親子で過ごせるということがとても大切にな
ってくると思うので、私たちもすごく努力をしていますけれども、どこかにそういったような文言
を入れて、市としても地域の場で医療的ケア児のお子さんたちも過ごせるようにしていくというよ
うなことを入れていただければなというふうに思っています。

○飯村委員長

今の、御意見として大変大事なところかと思うのですが、ちょっとこの場でここにというようなことも難しいかとは思いますが、ちょっと文言関係のところは、今頂いた御意見を踏まえてということで、今回は一旦預からせていただくみたいな形でもよろしいでしょうか。

近岡委員、よろしくお願いします。

○近岡委員

148ページ、「相談支援体制の充実・強化のための取組」のところでの質問になります。

中ほどに「基幹相談支援センターの設置」、令和6年度「設置」、左側に「新規」とありますけれども、これはもう既に設置されていらっしゃるのかどうかの確認。新たに作るのであれば、それに対して一つ御意見があります。意見を述べさせていただければと思います。

○飯村委員長

では、まず確認をどうぞ。

○事務局・渡邊障害福祉係長

基幹相談支援センターに関しては、現時点でまだ設置は未設置という形になっておりますので、今のところ、予定として来年度設置を目指すという形でここに記載しております。

○飯村委員長

では、それを踏まえて御意見をどうぞ。

○近岡委員

相談支援センターを集約するというのは、今までの相談支援をされていた様々な事業所との関係などに影響することになる、そんな中で、行政が指導的な立場に立ってですね、まずは設置して、その後に委託というようなそういう手順が必要ではないのかなというふうな感想を持ちます。

特に委託業者を選定されて、そこに後方支援というふうになりますと、正しく皆さんの中でですね、何が良くて何が悪いのかというところだと、人間関係にもよるのではないかというふうにも思いますので、機能をしっかりと作った上で皆さんの協力体制が作られていくことを望みます。

○飯村委員長

前段の部分でも類似の部分があったようにも思いますが、センターオブセンターということで、行政の方としては必要性ということもあっての新規計画ということではあるかと思うのですが、何か、今の時点で、もし事務局の方から御説明とかコメントがありましたらお伺いしますが、いかがですか。

○事務局・濱次長兼障害福祉課長

先ほどの児童発達支援センターもそうですが、基幹相談支援センターも直営でやっている市町村

も確かにございます。直営でやることができれば、それに越したことはないのですが、朝霞市の財政事情の方を踏まえて、多額の財源が必要になりますので、現状でそういった基幹相談支援センターを直営で運営するという考えは、今のところ難しいということで、現在令和6年に設置を検討しているのは、最初から委託という形で始めたいと考えております。

○近岡委員

委託の場合であれば、先ほどの発達支援センターのような形が懸念されるので、事前にしっかりとそういう今までの実績ある方々と打合せをされた上で、一つ一つ丁寧に合意されているという項目はちゃんとクリアして、市で委託するというような手順を踏まえられた方がよろしいんじゃないかなということが私の意見です。

○飯村委員長

大変大事な御指摘ですし、これはやはり利用される市民の方にとってもですね、相互がよりプラスの形で連携できるような基幹センターになりませんと、ちょっと意味が薄れてしまいますので、その辺のことは、今後、手続であったり周知であったり、皆さんの同意や協議というところで、是非生かしていただければというふうに思います。

○事務局・濱次長兼障害福祉課長

補足ですけれども、基幹相談支援センターの設置に当たっては、市が一方向的に委託を始めましたよということで始めても、やはりうまく運営されないという過去の他市町村の事例もございますので、朝霞市内に12か所の相談支援事業所がございまして、そちらの連絡会という会議を持っております。その連絡会の中で、基幹相談支援センターにはこういった機能があったらいいかと、こういった基幹相談支援センターにしようかという、そういった専門部会、ワーキンググループを設けていただいて、そこでそういった相談支援事業所の方々が自発的にその辺の構想を今練っているところがございます。それを踏まえて、市としても委託の資格ですとか仕様ですとか、委託内容を固めていきたいと考えております。

○飯村委員長

近岡委員、よろしいでしょうか。

では、引き続きそのような形で皆様の協力の下ということで御理解いただけたかと思えます。

◎2 議題（2）第5次障害者プラン等の進行管理・評価について

○飯村委員長

それでは、議題（2）の方にまいりたいと思います。

「資料2」及び「資料3」の方で、まず事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局・小川主事

まず、追加資料3から御案内させていただきます。

以前、御指摘のありました「令和3年度委員会コメントに対する取組等」ということで、各課から回答を頂きまして、そのまとめたものを9月の上旬に送付した資料ですが、プランに関する主なものを説明させていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。

上から一つ目の項目ですね、虐待への対策について緊急預かり枠などを検討してもらいたい、子供関係部署と協力・連携してほしいとのコメントに対しては、障害のある方が緊急時に短期入所できるよう、緊急時短期入所事業を実施していること。保育園等については、現状では待機児童が解消していない中、緊急預かり枠の実施は難しいと考えていること。児童虐待の対応では、要保護児童対策地域協議会を所管することも未来課と連携を図り、保育所等との情報共有や対応の協議を行い、連携した対応を心掛けていくことを回答としております。

2ページ目を御覧ください。

下から2項目目、市役所における知的障害者の雇用のコメントに関しては、障害者雇用に関しては、障害者の雇用の促進等に関する法律を踏まえ、職員採用試験において、身体・知的・精神の区分関係なく障害者採用枠を設けておりますということ。あとは、知的障害者の雇用実績はありませんが、他市等の状況について調査・研究していくことを回答としております。

4ページ目を御覧ください。

上から1項目目、朝霞台駅にエレベーター、ホームドアの設置のコメントに対しては、朝霞台駅南口広場及び北朝霞駅東口広場内へ、改札外になってしまうのですがエレベーターを設置することについて、令和5年2月28日に東武鉄道業と協議が整い、バリアフリー化に向けて進んだこと、あとは、朝霞台駅のホームドア設置等のバリアフリー化、北朝霞駅へのホームドア設置について、鉄道事業者引き続き要望を行っていくことを回答としております。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

上から1項目目、障害福祉サービスが整えられてきているが、行政と現場のつながりを密にし、適切な支援を行うことを望むとのコメントに対しては、時代の変化に伴い、より専門性の高い支援が求められていること。あとは、困難事例に対しケースカンファレンスを実施するなど、適切な支援に努めていること。

以上が、令和3年度委員会コメントに対する取組でございます。

続きまして、資料2「第5次朝霞市障害者プラン・総括評価シート【B票】(一部抜粋)」を御覧ください。こちらは、資料送付させていただいたものになります。

令和4年度の各施策の評価について、五つの基本項目ごとにそれぞれ各委員の皆様から個別意見を頂いたものをまとめ、委員会コメント案を作成いたしました。個別意見を送っていただいた方、ありがとうございます。

そのまま続きまして、資料3の「第6期障害福祉計画進行管理シート」を御覧ください。

こちらもプラン同様、各委員の皆様から頂いたものを事務局側でまとめて作成させていただきました。

ただ、今回個別意見につきまして、文書量の都合上、課指名のもの、どこどこの課に伝えてほしいというものや、参考URLなど一部省略させていただいたものもごございます。

ただ、省略していない原文そのままの委員会個別意見は、今回決定する委員会コメントと一緒に担当の各事業所に提示し、今後の施策に生かしていただくという形にしたいと思います。

今年度も御指摘がありました令和3年度と同様に、担当課からの回答というのは、来年度のまたC票について評価をお願いするときに一緒をお願いするような形を取ろうと思っております。

では、委員会コメントを御覧いただいて、御意見がございましたらお願いいたします。

○飯村委員長

過年度におきましては、それぞれ頂いた御意見に対する対応等の回答が若干滞っていたことがあって、それは大変申し訳なかったというふうに思いますけれども、今後は、そのところは速やかにということで、今回は、特にこの委員会コメントというところにつきましては、是非本日の段階で皆様の合意を得るという形にさせていただければというふうに思っておりますけれども、御意見ありましたら是非、お伺いしたいと思います。

住田委員、お願いいたします。

○住田委員

今回のコメントの回答が、また来年度のC票の評価に入ってくるというお話だったんですけども。一つページで言うと2ページですね。

○飯村委員長

資料2の2ページですか。

○住田委員

はい、そうです。資料2の2ページです。

来年度は評価をする担当部署に保育課を入れるように検討してほしいというようなコメントを載せてるんですけども、回答時期が、もう年度が始まってからの回答になってしまうので、現段階で、来年度はこの目標のところに関しては、保育課が入るのか入らないのかというのが決まっているのか、今、検討している段階なのかというのを教えてほしいです。

○飯村委員長

では、この点はいかがでしょう。あるいは、現段階で調整中ということであれば、その状況をまずお伝えいただいて、改善ができるものは、せっかく意見を頂いたのでなるべく早期にというふうにも思いますけれども、今の状況をまずは御説明をお願いいたします。

○事務局・佐々木主査

頂いている意見、確かに大変重要なところではございますので、保育課の方には、順次調整をお話させていただいて、何か、どういったことでやるかというのは、お互い一緒に考えていく必要があるのかなと思っているのですが、実際に、今現在、令和4年度の事業を実施しているものの評価というのにはちょっと難しいので、来年度の評価について、新たに事業を実施するのか、現状の実施目標に対して保育課からの意見をもらうのかというのは、検討し調整したいと考えています。

○飯村委員長

住田委員、調整をしていただいておりますということかと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、お願いいたします。

ほかの委員の方からは、いかがでしょう。何かございますでしょうか。

では、この委員会コメントの部分については、御了解をいただいたということでよろしいでしょうか。

ほかの個別の御意見、大変貴重なことをいろいろと皆様からも頂いておりますので、ここにつきましては、事務局の方で何か早めにできるものについては、また後日改めてお知らせをさせていただくということで御了解をいただければと思います。

◎2 議題（3）その他

○飯村委員長

そうしましたら、「その他」ということで、この辺りは事務局の方からいかがでございましょうか。

○事務局・佐々木主査

市の方からとしましては、今後の予定について御説明させていただきたいと思います。

今後は、今回説明させていただいた内容に何か御意見など頂けるのであればメールなどでいただければと思います。

素案については、パブリックコメントを11月1日から1か月間、30日まで実施させていただいて、広く意見を募っていきたいと思っております。その後、それを反映させた内容を年明けの1

月11日、午後を予定しているのですが、第4回の障害者プラン推進委員会で諮らせていただいて、最終的に次期計画、新しいプランを作っていくところになりますので、今後もよろしくお願いたします。

事務局からは、以上です。

○飯村委員長

矢澤委員どうぞ。

○矢澤委員

パブリックコメントについてお伺いしたいんですけども。

先ほど、素案のアンケート部分をページ数の関係で削除するというふうにおっしゃっていたのですが、素案を見てパブリックコメントを出すということかなと理解して、それだとアンケート部分もあった方が、パブリックコメントを書きやすいのかなと思って。実際の冊子にするものとは別に、データでパブリックコメント用に素案があるのであれば、アンケート部分があった方がいいなという個人的な意見と。

あと、パブリックコメントは、どのような形で。ホームページに掲載されるんですか。まだ書いたことがないので、どのような感じでパブリックコメントがあるのか。あと、ホームページは、結構項目が多いので見つけにくいことが多くて、ほかの課でも朝霞市のものが。分かりやすいような状態の方が市民の皆さんもコメントしやすいかなと思うので、それも一つ提案でお願いいたします。

○事務局・佐々木主査

パブリックコメントについてですが、まず、アンケートのところについて、もともと素案にあったのは抜粋という形ですので、フルサイズの調査結果報告書について、ホームページであればそのままアップロードします。設置する冊子についても参考資料としてお付けすることを今、考えておりますので、見れないという状況にはならないようにはします。御意見を頂くのは、あくまで素案の本体部分についての意見を頂くというふうになります。

実施方法についてなんですが、ホームページにも掲載するほか、市内の公共施設、市役所の障害福祉課、市政情報コーナー、公民館や図書館、支所、出張所に配置するというのを考えております。

内容については、広報などでも周知させていただきますし、これからお配りする広報、11月号、今月末くらいにはお手元に届くかと思っておりますので、そこでも入れさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

実際に、御意見の方法についてなんですけど、メール又はファックス、窓口直接持ってきてい

ただくという形になります。何か様式などが定まっているというものではないので、何か御自身で名前などを書いていただいて、こういった意見を挙げますよというのを作って出していただく形式にはなりません。お電話での受付というのは基本的にはないのですが、もちろん、障害のある方で自分で書くことができないなどであれば、合理的配慮の下で対応いたしますので、事務局に相談していただければと思います。

パブリックコメントの御意見については、全体からの意見ということで頂くものなので、頂いた意見について、直接その方にこうやりますよという回答はしない形になります。全体として意見を頂いたものに対してはこういう対応、プランに反映します、しません、こういったことを考えていますというのを作成し、ホームページなどで公表させていただくという形になります。

○矢澤委員

アンケートは、別に添えて全部拝見できるということですが、アンケートも膨大な量ですし、素案も膨大な量なので、それを全部読んでパブリックコメントを書くのは、ものすごい膨大な時間を要して、やはり、今回の素案のアンケート抜粋がすごく分かりやすくまとめてくださってあったので、そのまま掲載される方がパブリックコメントを書きやすいかなというふうに思うので、もし良ければ、検討していただければと思います。

○飯村委員長

アンケートの抜粋につきましては、どういう活用が、より市民の方に分かりやすいかというのを、少し事務局の中で検討をしていただくという形でいかがですか。

○事務局・佐々木主査

アンケートについて、今の段階では情報を丸ごと出そうかなと考えていたのですが、見づらかったら意見は出ないというのは、おっしゃるとおりですので、分かりやすい形を検討させていただければと思います。

○矢澤委員

アンケートは、今回冊子で頂いた丸のままのはそのまま載せていいと思うのですが、今回の素案からアンケートの抜粋をなくさずに、そのまま入れておいていただいた方が、あちこち見ずに、この素案だけを見て、アンケートの抜粋のところを見てパブリックコメントを書きやすいかなというふうに感じたので、今の素案の部分のアンケートの抜粋をなくさない方がいいかなという意見です。

○事務局・佐々木主査

素案の方からアンケートを除かないでということなのですが、素案の方に載せているアンケートの量も膨大になっていて、今現在だと全体で230ページくらいになっているので、見やすい形を

検討させていただきます。

○飯村委員長

これは、ペーパーで印刷をする以外に、URLですとかで抜粋版というか概要版を見に行くとか、このようなことはでき得る話かなとも思いますので、御意見を踏まえて、ちょっと中で協議をしていただくということをお願いしたいと思います。

○事務局・比留間障害給付係長

パブリックコメントの周知方法の補足ですけれども、ホームページで公開するのですが、ちょっと膨大な量のホームページですので、10月の下旬に広報あさかの11月号が配布されることとなりますので、11月1日号にパブリックコメントの意見募集という形で掲載する予定でありますので、その時期に合わせてホームページの方も、10月の下旬辺りに「新着情報」というところを見てくださいと、パブリックコメントのホームページの方ですぐに検索できると思いますので、そちらを補足として説明させていただきます。

○飯村委員長

せっかくパブリックコメントをいたしますので、こちらの委員の方がまず、是非御自身でももちろん書いていただいてもいいんですけれども、関係する方にですね、今このような形ということをお知らせ、可能な範囲で結構かと思っておりますけれどもしていただいて、より良いパブリックコメントにして、良いプランにしていけたらというふうに思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

◎3 閉会

○飯村委員長

ほかに、委員の方から特段御意見がないようでしたら、本日はこれもちまして、第3回障害者プラン推進委員会を閉じさせていただきますと思います。

皆様、本日も大変かつたつな御意見を頂きましてありがとうございました。

また、このほかの部分、パブリックコメントも含めて、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、こちらの方で終了とさせていただきます。